

函館市地域放課後児童健全育成事業指導検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項の規定に基づき、函館市内において実施している放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）について、事業を実施している事業者（以下「運営主体」という。）に対して、児童福祉法第34条の8の3の規定に基づく調査等（以下「指導検査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指導検査の基準)

第2条 この要綱に基づく指導検査は、法第34条の8の2第1項の規定により函館市が定めた函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年9月25日条例第52号）ならびに関係通知等で定める基準（以下「指導検査基準」という。）に基づき行う。

(指導検査の種類)

第3条 指導検査の種類は、一般指導検査および特別指導検査とする。

(一般指導検査)

第4条 市長は、運営主体に対して原則として毎年度1回以上、職員をして事業実施施設およびその事務所に立ち入り、一般指導検査を実施するものとする。なお、この検査は、第6条に規定する実施計画に基づき実施するものとする。

(特別指導検査)

第5条 特別指導検査は、社会的に許容されない不祥事の発生など、特に問題がある運営主体に対して、重点的かつ継続的に実地で行う指導検査であり、必要に応じて随時実施するものとする。

(指導検査の実施計画)

第6条 指導検査の実施計画は、国の設備および運営に関する基準ならびに運営指針、市の基準条例や実施要綱等を基に前年度の指導検査結果等を考慮し、毎年度策定するものとする。

(指導検査の実施通知)

第7条 指導検査の実施にあたっては、運営主体に対して、指導検査の根拠規定、日時、場所、検査担当者および準備すべき書類等を、原則として概ね1か月前までに通知するものとする。

(指導検査の調書等)

第8条 前条の指導検査の通知には、「放課後児童クラブ事業者（運営

主体)自己点検表」を併せて送付し、事前に当該運営主体から提出させるものとする。

(指導検査の実施方法)

第9条 指導検査は、子ども未来部次世代育成課の職員で編成して行うものとする。この場合、2人以上の職員で検査を行うものとする。

2 前項の規定により指導検査を行う職員は、その身分を明らかにする証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 指導検査は調書に基づく各項目について、必要に応じて運営主体の職員または入所児童の保護者から事業の実施状況について聴取するとともに、関係書類、施設状況および育成支援の状況を確認し実施することとする。

(講評)

第10条 指導検査にあたる職員は、調査終了後、改善を要すると認められる事項等について講評を行うものとする。

(指導検査結果の通知)

第11条 指導検査の結果、指導検査基準に照らして改善を要する事項が認められるときは、運営主体に対して原則として1か月以内に通知するものとする。

(改善の指導)

第12条 指導事項については、概ね通知後2か月以内に改善状況に関する報告を求めるとともに、改善報告の内容について不備な点や疑問が認められる場合など、必要に応じて実地調査を実施するものとする。

2 度重なる指導にもかかわらず改善されない事項については、運営主体に対して具体的な改善方法を指示するものとする。

(実施体制)

第13条 指導検査の実施にあたっては、必要に応じて保健福祉部指導監査課その他関係課と連携することとする。

(その他)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。